

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十七号

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則（平成十四年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（条例第五条の規則で定める費用）

第二条の三 条例第五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電話料
- 二 法令の規定により道路等の通行又は利用について徴収される料金
- 三 自動車の駐車のための施設の利用に係る料金
- 四 その他知事が必要と認める費用

第三条中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 一般職の職員の給与に関する条例第十一条の六第二項第一号若しくは第三号又は第三項第二号の規定により算出した交通機関に係る通勤手当が支給される職員の旅行経路に、当該職員の通勤手当の額の算出の基準となった通勤の経路（通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）第八条第一項第一号に定める額を支給されている経路に限る。）と重複する区間がある場合、当該区間に係る鉄道賃（法第十六条第一項第一号の規定による額の鉄道賃に限る。）、船賃（法第十七条第一項第一号から第三号までの規定による額の船賃に限る。）及び車賃は、支給しない。

別表の一の表教育職給料表（一）の欄を次のように改める。

職 育 教 給 料 表（一）	
4／25	以上
4／2－ 4／24	
3／29	以上
4／1	
3／9－ 3／28	
3／1－	3／8
2／17	以上
2／1－	
2／16	

1 / 2 5 以上
1 / 1 - 1 / 2 4

別表の一の表教育職給料表(二)の欄中

2 / 4 1 以上

を

特 2 級 2 / 4 1 以上

に改め、

同表教育職給料表(三)の欄中

2 / 5 3 以上

を

特 2 級 2 / 5 3 以上

に改め、同表の備

考の1中「5 / 2 5 以上」を「4 / 2 5 以上」に、「5級2 5 相当」を「4級2 5 相当」に、「5級の」を「4級の」に、「5 / 2 - 5 / 2 4」を「4 / 2 - 4 / 2 4」に、「5級2 相当」を「4級2 相当」に、「5級2 4 相当」を「4級2 4 相当」に改める。

別表の二の表教育職給料表(一)の欄中

5 級
4 級

を

4 級
3 級

3 級
2 級
1 級

に改め、同表教育職給料表(二)の欄及び教育職給

料表(三)の欄中

級 級

を

級 級

2 級

に改

4
3

4
3
特

める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。